

「学校における性暴力被害の対応」の手引き作成について

1 概要

性暴力対策アドバイザー派遣事業の検討課題のうち「被害や加害の開示があった場合に、被害にあった児童生徒の心とからだのケアや二次被害の防止、問題行動を起こす児童生徒への対応等について検討する必要がある」について、他県等が作成している手引きを参考に、福岡県版の「学校における性暴力被害の対応」の手引きを作成する。

2 他県等が作成している手引き

- ・現在、学校における性暴力被害対応の手引きの先行事例は4つ。
(兵庫県立尼崎総合医療センター(以下「兵庫」とする。)、奈良県、富山県、三重県)
- ・対応に必要な情報を網羅しつつ、内容がコンパクトにまとめられている「兵庫」のをベースに、当県版を作成する。

【各手引きの内容】

内容	兵庫 (資料2-2)	奈良県 (資料2-3)	富山県 (資料2-4)	三重県 (資料2-5)
性暴力とは	○	○	○	○
学校で性暴力被害がおこった場合のタイムライン	○	○	○	○
未然防止	○	—	○	○
早期発見	○	—	—	○
被害児童生徒への対応(総論)	○	—	—	○
初期対応	○	○	○	○
中長期の支援	○	—	○	○
被害児童生徒の心のケア	○	—	—	○
加害児童生徒への対応	○	—	○	○
被害・加害当事者以外の児童生徒等への対応	—	○	○	○
こんな時どうしたら(Q&A)	○	—	○	○
関係機関一覧・紹介	○	○	○	○
ケースシート	○	—	○	○
コラム	○	—	○	○

【コラムで取り上げられている内容】

	内容
兵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害の一般的なトラウマ反応 ・性暴力被害者支援センターにできること
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒を誰一人取り残さないために多様な性という視点を ・教職員の精神的ケアについて
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・性暴力の例 ・スマホやSNSとのつきあい方 ・低学年啓発資料の紹介 ・SC（スクールカウンセラー）／SSW（スクールソーシャルワーカー）の役割 ・トラウマ反応の四つの中核症状 ・事件になった場合の少年の司法手続きの流れ

3 国の動きについて

- ・令和5年7月26日に「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議）が取りまとめられた。
- ・その中で、被害者支援の強化策の1つとして、学校における支援の充実が掲げられ、文部科学省において「児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知」が行われることとなっている。
- ・文部科学省が作成するポイント等を踏まえつつ、当県版の手引きを作成する必要がある。

【参考：「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」抜粋】

概要	省庁
学校管理職の責務、養護教諭を含む教職員が被害児童生徒から相談を受けた際の対応のポイント、早期の警察等の関係機関への報告の必要性などについて、都道府県教育委員会等の担当者を対象とした会議等の様々な機会を活用し周知を行う。その際、ワンストップ支援センター等の関係機関との連携についても、併せて周知する。	文科省 内閣府

4 福岡県版手引き骨子（案）

【本編】

- ・福岡県性暴力根絶条例について
- ・性暴力とは（「性暴力根絶に向けた指針」から作成）
- ・学校で性暴力被害がおこった場合のタイムライン
- ・未然防止（性暴力対策アドバイザー派遣事業）
- ・早期発見
- ・被害児童生徒への対応（総論）
 - 初期対応
 - 中長期の支援
- ・被害児童生徒の心のケア
- ・加害児童生徒への対応
- ・被害・加害当事者以外の児童生徒への対応
- ・関係機関一覧・紹介（ワンストップ支援センター、警察、弁護士、児童相談所、法務少年支援センター、医療機関）
- ・こんな時どうしたら（Q&A）
- ・ケースシート

【コラム】

- ・性暴力被害の一般的なトラウマ反応
- ・SC（スクールカウンセラー）／SSW（スクールソーシャルワーカー）の役割
- ・教職員による性暴力被害があった場合の対応
- ・福岡県作成の啓発冊子について
- ・性暴力被害者支援センター・ふくおかにできること

5 スケジュール（案）

時期	内容
9月中旬以降	手引き案の作成開始 関係各所との調整
10月下旬	手引き案の専門委員会委員及び関係各所への意見照会 （1回目）、取りまとめ 関係各所との調整、修正作業
12月上旬	手引き案の専門委員会委員及び関係各所への意見照会 （2回目）、取りまとめ 関係各所との調整、修正作業
1月上旬	手引き案の専門委員会委員及び関係各所への意見照会 （3回目）、取りまとめ 関係各所との調整、修正作業
1月下旬～2月上旬 （専門委員会）	手引き案の報告、決定

※国の動きにより変更の可能性あり